

資料2 池田市地域分権検討会議の会議の公開に関する要領 改正案

新旧対照表

改 正 前	改 正 後
第1条 (略) (会議の公開) 第2条 会議は、原則として公開するものとする。ただし、<u>池田市情報公開条例（平成16年池田市条例第1号）第7条の規定に該当する情報に関し検討するときは、</u>会議の全部又は一部を非公開とする。 (会議の公開の方法等) 第3条 (略) 2 <u>検討会議の会長（以下「会長」という。）は、</u>会議を円滑に運営するために会場の秩序維持に努めるものとする。 <u>（会議を傍聴できる者）</u> 第4条 <u>会議を傍聴することができる者は、次に掲げるものとする。ただし、</u> <u>会長が必要と認めるときはこの限りでない。</u> (1) 市内に居住する者	第1条 (略) (会議の公開) 第2条 会議は、原則として公開するものとする。ただし、<u>検討会議の会長（以下「会長」という。）が次の各号のいずれかに該当すると判断した場合は、</u>会議の全部又は一部を非公開とする。 (1) <u>池田市情報公開条例（平成16年池田市条例第1号）第7条各号に掲げるものに該当すると認められる事項について審議等を行うとき</u> (2) <u>会議を公開することにより、公正又は円滑な審議等が著しく阻害され、会議の目的が達成できないと認めるとき</u> (会議の公開の方法等) 第3条 (略) 2 <u>会長は、</u>会議を円滑に運営するために会場の秩序維持に努めるものとする。

改 正 前	改 正 後
<u>(2) 市内に事務所又は事業所を有する個人、法人その他の団体</u> <u>(3) 市内の事務所若しくは事業所に勤務する者又は学校等に在籍する者</u> <u>(4) 前各号に掲げるもののほか、検討内容等に利害関係を有する者</u> (傍聴の定員等) <u>第5条 会議の傍聴の定員は、5名以上で会長が検討会議に諮って定める。</u> 2 会議の傍聴の受付は、会議の開催時刻の<u>30分前</u>に行うものとする。 3 (略) (傍聴要領の周知等) <u>第6条 (略)</u> 2 (略) 3 検討会議の事務局は、傍聴人に対し、会議次第及び会議資料を<u>配布するものとする。</u> (会議開催の公表) <u>第7条 (略)</u> 2 前項の公表は、<u>次に掲げる事項を記載した「会議開催のお知らせ」を、広報誌への掲載、行政情報コーナーでの掲示等により行うものとする。</u> <u>(1) 会議の名称</u> <u>(2) 議題</u>	(傍聴の定員等) <u>第4条 会議の傍聴の定員は、5名とする。ただし、会長が必要と認めるときは、定員を変更することができる。</u> 2 会議の傍聴の受付は、会議の開催時刻の<u>10分前</u>に行うものとする。 3 (略) (傍聴要領の周知等) <u>第5条 (略)</u> 2 (略) 3 検討会議の事務局は、傍聴人に対し、会議次第及び会議資料を<u>提供し、会議終了後に回収するものとする。</u> (会議開催の公表) <u>第6条 (略)</u> 2 前項の公表は、<u>池田市審議会等の会議の公開に関する指針に定める「会議の開催のお知らせ」(様式第1号)を、行政情報コーナーに掲示及び市ホームページに掲載するものとする。</u>

改 正 前	改 正 後
<u>(3) 会議の開催日時及び場所</u> <u>(4) 傍聴者の定員</u> <u>(5) 傍聴手続</u> <u>(6) 問合せ先</u> <u>第8条</u> (略) (事務局) <u>第9条</u> 検討会議の事務局は、総合政策部<u>地域分権・協働課</u>において行うものとする。 <u>第10条</u> (略)	<u>第7条</u> (略) (事務局) <u>第8条</u> 検討会議の事務局は、総合政策部<u>地域未来課</u>において行うものとする。 <u>第9条</u> (略)

改正案（改正後全文）

池田市地域分権検討会議の会議の公開に関する要領（案）

（趣旨）

第1条 この要領は、池田市地域分権の推進に関する条例（平成19年池田市条例第20号）第9条の規定に基づく池田市地域分権検討会議（以下「検討会議」という。）の会議（以下「会議」という。）の公開に関し、必要な事項を定めるものとする。

（会議の公開）

第2条 会議は、原則として公開するものとする。ただし、検討会議の会長（以下「会長」という。）が次の各号のいずれかに該当すると判断した場合は、会議の全部又は一部を非公開とする。

（1）池田市情報公開条例（平成16年池田市条例第1号）第7条各号に掲げるものに該当すると認められる事項について審議等を行うとき

（2）会議を公開することにより、公正又は円滑な審議等が著しく阻害され、会議の目的が達成できないと認めるとき

（会議の公開の方法等）

第3条 会議の公開は、傍聴によるものとする。

2 会長は、会議を円滑に運営するために会場の秩序維持に努めるものとする。

（傍聴の定員等）

第4条 会議の傍聴の定員は、5名とする。ただし、会長が必要と認めるときは、定員を変更することができる。

2 会議の傍聴の受付は、会議の開催時刻の10分前に行うものとする。

3 会議の傍聴を希望する者が第1項に規定する定員を超えるときは、先着順とする。ただし、検討会議が必要と認めるときは、抽選によることができる。

（傍聴要領の周知等）

第5条 検討会議の事務局は、会議の傍聴要領を作成し、これを会場に掲示す

る等の方法により傍聴人への周知を図らなければならない。

2 傍聴人は、傍聴要領を遵守しなければならない。

3 検討会議の事務局は、傍聴人に対し、会議次第及び会議資料を提供し、会議終了後に回収するものとする。

（会議開催の公表）

第6条 会議の開催は、事前に公表するものとする。

2 前項の公表は、池田市審議会等の会議の公開に関する指針に定める「会議の開催のお知らせ」（様式第1号）を、行政情報コーナーに掲示及び市ホームページに掲載するものとする。

（会議録の閲覧）

第7条 公開した会議の議事録は、検討会議の事務局が作成し、会議資料とともに、行政情報コーナー等により閲覧に供するものとする。

（事務局）

第8条 検討会議の事務局は、総合政策部地域未来課において行うものとする。

（その他）

第9条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は会長が定める。

附 則

この要領は、平成28年7月17日から実施する。

附 則

この要領は、令和8年7月25日から実施する。